

京(みやこ)の環境共生推進計画の中間点検報告

1 中間点検について

「京の環境共生推進計画」（平成 18 年 8 月策定，以下「現行計画」とする。）は，「計画の内容については，環境の状況や社会経済状況の変化などを踏まえ，必要に応じ見直しを行います。」とし，そのうち，重点プロジェクトについては，「期間（平成 22 年まで）終了後に，プロジェクト期間の延長，新規プロジェクトの設定等の検討を行う」こと，基本施策ごとに設定された環境指標については，「計画策定後も継続的により適切な環境指標の開発等に努め，新規環境指標項目の設定，目標数値の修正・設定等，適宜見直しを行う」こととしています。

平成 22 年度は現行計画の中間年度であるとともに，現行計画で掲げた 3 つの重点プロジェクトの最終年であることから，計画の中間点検を実施しました。

中間点検においては，現行計画策定後に策定された関連計画の内容を踏まえ，重点プロジェクトの内容に加え，基本施策ごとに設定された環境指標項目や目標数値等の点検を行いました。

2 計画の基本的事項（現行計画）

(1) 計画の目的・位置付け

本計画は，「京都市環境基本条例」第 9 条の規定に基づき策定するもので，環境の保全に関する長期的目標及び環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープランとして位置付けられる。

(2) 計画の期間

本計画の期間は平成 18 年度から 27 年度に至る 10 年間

(3) 計画の施策体系

本計画では，将来の目指すべき環境像である「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして，5 つの長期的目標，17 の基本施策を設定し，総合的・体系的に施策を展開している。

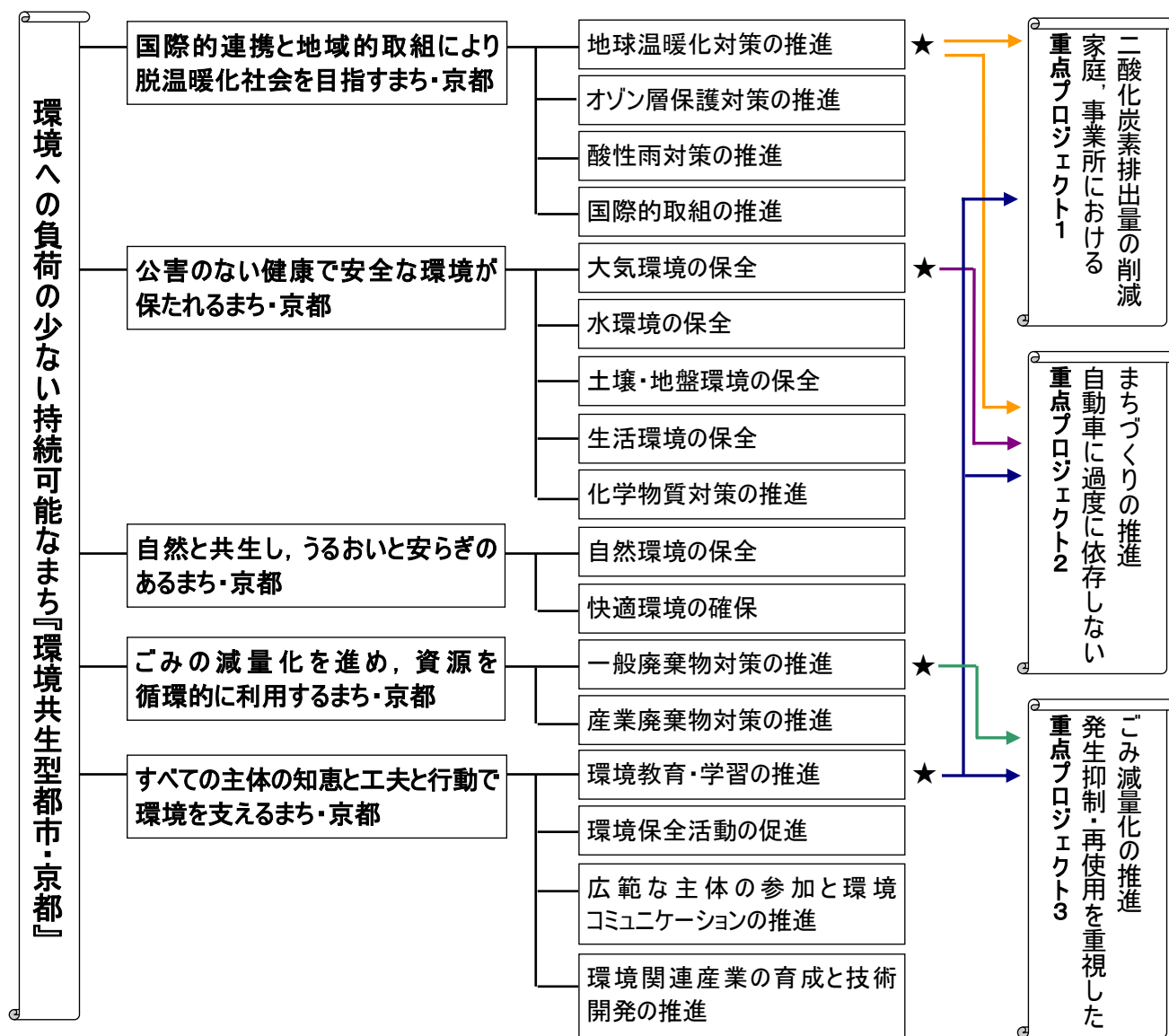
本計画の施策体系は次ページに示す。

【京都市が目指す
環境像】

【長期的目標】

【基本施策】

【重点プロジェクト】



現行計画の施策体系

3 中間点検によって再設定する目標値等及び新規設定等する環境指標について

(1) 再設定する目標値等

基本施策	中間点検前の内容	再設定する内容
地球温暖化対策の推進	「京都市地球温暖化対策条例」(平成 16 年 12 月)に規定する「平成 22 年までに本市域内における温室効果ガスの排出量を基準年である平成 2 年の 90%に削減する」ことを目標値とします。	「京都市地球温暖化対策条例」(平成 22 年 10 月全部改正)に掲げられている温室効果ガス総排出量の削減目標値(目標年度：平成 32 年度)とします。
一般廃棄物対策の推進	「京都市循環型社会推進基本計画」に掲げられている目標数値(目標年度：平成 27 年度)を目標値とします。	「みんなで目指そう！ ごみ半減！ 循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)ー」に掲げられている中間目標(目標年度：平成 27 年度)を目標値とします。
産業廃棄物対策の推進	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(平成 16 年 3 月)に掲げられている目標数値(目標年度：平成 22 年度)を目標値とします。	「第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画(2011 年～2020 年)」に掲げられている中間目標(目標年度：平成 27 年度)を目標値とします。

(2) 新規設定する環境指標及び目標数値

基本施策	環境指標		基準値 (基準年度)	目標数値 (目標年度)	実績値
地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー※1の導入量(太陽光発電を除く)		約 500 テラジュール (平成 20 年度)	約 1,100 テラジュール (平成 32 年度)	約 500 テラジュール (平成 20 年度)
一般廃棄物対策の推進	使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量	回収拠点数	1,352 拠点 (平成 20 年度)	— ※3	1,447 拠点 (平成 21 年度)
		回収量	178,528ℓ (平成 20 年度)	— ※3	189,006ℓ (平成 21 年度)
環境保全活動の促進	エコイベント登録数※2		15 件 (平成 22 年度)	100 件 (平成 27 年度)	14 件 (平成 22 年度)

※1. 再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

※2. エコイベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し(展示会、講演会、シンポジウム等)、行事等で特に環境に配慮した取組を実施するもの

※3. 表中の目標数値の「—」は、「目標数値は設定しないが、毎年度実績を集計し、進ちょく状況は把握する」ことを示す。

(3) 再設定する環境指標及び目標数値

	中間点検前の内容		再設定する内容	
基本 施策	環境指標	目標数値 (目標年度)	環境指標	目標数値 (目標年度)
地球 温暖 化 対 策 の 推 進	温室効果ガス排出量	695 万トン (平成 22 年度)	温室効果ガス排出量 指標名は現行どおり	579 万トン (平成 32 年度)
	二酸化炭素排出量	660 万トン (平成 22 年度)	二酸化炭素排出量 指標名は現行どおり	— ※2
	部門別 二酸化 炭素排 出量※1	産業部門	産業部門	
		運輸部門	運輸部門	
		民生・家庭部門	民生・家庭部門 指標名は 現行どおり	
		民生・業務部門	民生・業務部門	
		廃棄物部門	廃棄物部門	
	新エネルギー導入量 (kW) (公共施設における太陽光発電システム導入量)	—	太陽光発電設備の発電出力	160 千 kW (平成 32 年度)

※1. エネルギー転換部門は民生・業務部門に含めている。

※2. 目標数値は設定しないが、各部門における二酸化炭素排出量の経年推移を把握し、取組の進捗を管理することにより、温室効果ガスの総排出量目標値の達成を目指す。

	中間点検前の内容		再設定する内容	
基本 施策	環境指標	目標数値 (目標年度)	環境指標	目標数値 (目標年度)
・地球温暖化 対策の推進 ・快適環境の 確保	市街化区域の緑被率 ※3 (%)	33 % (平成 37 年度)	市街地の緑被率 ※3 (%)	36 % (平成 27 年度) 37 % (平成 37 年度)

※3. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た、区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

	中間点検前の内容		再設定する内容	
基本 施策	環境指標	目標数値 (目標年度)	環境指標	目標数値 (目標年度)
オゾン層 保護対策 の推進	フロン回収量 (kg)	—	フロン回収量(CFC を対象) ※4 (kg)	— ※5
快適環境 の確保	親水性のある水辺空間の 整備面積	—	親水性のある河川空間の 整備延長 (m)	— ※5
	1 人当たりの公園等面積	10 m ² /人 (平成 37 年度)	1 人当たり公園面積	5.35 m ² /人 (平成 27 年度) 10 m ² /人 (平成 37 年度)

※4 フロン回収量は、「フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法」の対象となるカーエアコンから回収された CFC (クロロフルオロカーボン)を集計したもの

※5. 目標数値は設定しないが、毎年度実績を集計し、進捗状況は把握する。

(3) 再設定する環境指標及び目標数値(つづき)

基本施策	中間点検前の内容		再設定する内容	
	環境指標	目標数値 (目標年度)	環境指標	目標数値 (目標年度)
一般廃棄物 対策の推進	一般廃棄物総排出量	803.5 千t (平成 27 年度)	一般廃棄物市受入量 ※6	47 万t ※7 (平成 27 年度)
	一般廃棄物再生利用率	26.7 % (平成 27 年度)	一般廃棄物再生利用率 指標名は現行どおり	26.0 % (平成 27 年度)
	一般廃棄物最終処分量	49.1 千t (平成 27 年度)	一般廃棄物市最終処分量	3.9 万t (平成 27 年度)
産業廃棄物 対策の推進	産業廃棄物発生量	2,744 千トン (平成 22 年度)	産業廃棄物発生抑制率	平成 20 年度に比べ 7%減 (2,528 千トン) (平成 27 年度)
	産業廃棄物再生利用率	32 % (平成 22 年度)	産業廃棄物再生利用率 指標名は現行どおり	45 % (平成 27 年度)
	産業廃棄物埋立処分量	68 千トン (平成 22 年度)	産業廃棄物埋立処分率	2.8 % (平成 27 年度)

※6. 一般廃棄物市受入量は、家庭ごみ(燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみ)と事業ごみ(業者収集ごみ、持込ごみ)の合計

※7. 平成 20 年度(基準年度)に比べ 17.5%削減した量

4 重点プロジェクトについて

本市の環境事情や市民ニーズから、優先的に取り組むべき分野を選定し、当該分野における課題を集中的かつ短期的に解決し、また、それらの施策が計画全体を牽引することを目的に重点プロジェクトを設定する。

なお、長期的目標に掲げる「自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都」に関連するテーマを追加することも検討したが、重点プロジェクトは現行計画の 3 つのテーマを継続し、再設定することとした。

重点プロジェクト1 家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減

【目的・背景】

平成 22 年度に「京都市地球温暖化対策条例」を全部改正し、2020（平成 32）年度までに、本市の区域内における 1 年度当たりの温室効果ガスの総排出量について、1990（平成 2）年度温室効果ガス総排出量からその 25%に相当する量を削減した量とすることを目標に掲げています。

低炭素型社会の構築に向けて、環境にいいことをする日である「DO YOU KYOTO?デー^{注1}」を中心としたライトダウンやノーマイカーデーの実施、家庭における「環境家計簿」の活用、市内事業者における KES の導入など、環境に優しい取組が行われているものの、二酸化炭素排出量は基準年度（平成 2 年度）から大幅に増加しています（平成 20 年の民生・家庭部門の二酸化炭素排出量は基準年比 21.8%増、民生・業務部門は 16.2%増）。

両部門からの二酸化炭素排出量の削減は急務であることから、引き続き、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を進める「家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減」を重点プロジェクトとして設定します。

【期 間】

本計画の計画期間である平成 27 年度までとします。

【プロジェクト目標】

民生・家庭部門及び民生・業務部門における二酸化炭素排出量の経年推移を把握し、取組の進捗を管理することにより、平成 32 年度における温室効果ガスの総排出量目標値の達成を目指します。

^{注1} 京都議定書を発効した 2 月 16 日を記念し、毎月 16 日を「DO YOU KYOTO?デー」と定めています。

【目的・背景】

市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入促進、エコドライブの普及促進等を実施しているものの、自動車の排気ガスが主な原因の一つである二酸化窒素（NO₂）は、自動車排出ガス測定局における市保全基準（当分の間の基準）が未達成の測定局がある状況が継続しています。一方、国においては微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気汚染の環境基準が新たに設定され、本市においても、市環境保全基準に PM_{2.5} の基準を追加しています。また、平成 20 年の運輸部門における二酸化炭素排出量は、基準年度（平成 2 年度）から 16.1%削減しているものの、「京都市地球温暖化対策条例」の目標達成のためには更なる削減が必要です。

クルマ社会の進展に伴う諸問題を解消し、自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、「クルマ」を重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへと力強く転換するため、平成 22 年 1 月に交通マスタープランである「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定するとともに、「歩くまち・京都」憲章を制定するなど、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、重点的に取り組んでいます。

また、京都市には公共交通機関、徒歩及び自転車を利用することにより、その魅力を満喫できる観光資源が市内全域にわたって存在しており、観光都市としても交通環境を整備することは重要であることから、引き続き「自動車に過度に依存しないまちづくりの推進」を重点プロジェクトとして設定します。

【期 間】

本計画の計画期間である平成 27 年度までとします。

【プロジェクト目標】

「二酸化窒素に係る市保全基準達成率」及び「市内自家用車保有台数」を設定します。

【二酸化窒素に係る市保全基準達成率】

自動車排出ガス測定局における市保全基準を早期に達成し、維持することを目指します。

【市内自家用車保有台数】

平成 32 年度までに市内自家用車保有台数を 47 万 5 千台とすることを目指し、毎年度、その台数を把握し、進ちょくを管理します。

※平成 20 年度(2008 年度)の市内自家用車保有台数は 51 万 6 千台であり、目標値とする 47 万 5 千台はそれに比べ約 8%減少したものである。

重点プロジェクト3

発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

【目的・背景】

家庭ごみ有料指定袋制の導入，資源ごみ分別収集の徹底，ごみ減量意識啓発活動の実施などにより，ごみの総排出量は平成 12 年度をピークに減少し，平成 21 年のごみの総排出量は「京都市循環型社会推進基本計画 京のごみ戦略 21」（平成 15 年 12 月策定）に掲げる平成 22 年度及び平成 27 年度の目標値をすでに達成するなど，市民の皆様のご協力もいただき，ごみの減量，再生利用の推進については取組が進んでいます。

「京都市循環型社会推進基本計画 京のごみ戦略 21」に掲げたごみの総排出量の目標値の早期達成を受け，平成 22 年 3 月に策定された「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン 京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」においては，「平成 32（2020）年度のごみ量をピーク時（平成 12 年度）と比べて半分以下の 39 万トンとします。」などの新たな目標を掲げています。可能な限り環境負荷が低減された循環型社会をすみやかに構築するためには，リサイクル対策を推進していくとともに，ごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）をより強化する必要があります。また，京都の精神文化である，「しまつ」という考え方や，「もったいない」という心を大切にすることも重要であることから，引き続き「発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進」を重点プロジェクトとして設定します。

【期 間】

本計画の計画期間であり，「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン ー京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020) ー」（平成 22 年 3 月）の中間年度である平成 27 年度までとします。

【プロジェクト目標】

「一般廃棄物市受入量」及び「一般廃棄物再生利用率」を設定します。

【一般廃棄物市受入量】

平成 27 年度における一般廃棄物市受入量を，平成 20 年度の 57 万トンから 17.5%削減し，47 万トンとすることを目指します。

【一般廃棄物再生利用率】

平成 27 年度における一般廃棄物再生利用量を，平成 20 年度の 12 万トンから増加させ 15 万トンとし，再生利用率を 26%とすることを目指します。